基本目標３　地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）

施策の方向８　重層的支援体制整備事業による支援体制の充実【重層的支援体制整備事業実施計画】

現状と課題

- ８０５０問題、ヤングケアラー、育児と介護のダブルケア、身寄りのない高齢者の問題など地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、単独の支援機関や既存の制度だけでは対応が難しいケースが増えています。
- 厚木市では、令和６年度から重層的支援体制整備事業の取組を開始し、多機関協働事業として、複雑化・複合化した地域住民の新規相談を２３件、令和７年度は１０７件受けました。こうした相談は今後ますます増えることが見込まれることから、増加する地域住民の支援ニーズに対応するため、「多機関協働事業」、「参加支援事業」及び「地域づくりに向けた支援」の３つの柱からなる事業を一体的に実施し、個別支援と地域支援の両面から重層的な支援体制を充実させる必要があります。

取組方針

- 単独の支援機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した市民の課題に対して、必要な庁内関係課及び支援機関等、多機関協働による支援体制を構築し、課題解決を目指します。
- 長期の引きこもりにある方や障がいのグレーゾーンにある方など、既存の制度では対応が難しい支援ニーズに対して、地域の社会資源を活用し、社会参加を支援します。
- 地域住民の多様なニーズや生活課題に対して、居場所づくりや地域活動を通じた地域ネットワークを形成する支援を推進します。

達成された姿

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、医療・介護・福祉などの支援機関や地域が包括的に受け止める支援ネットワークがあり、地域社会とのつながりが実感できている。

様々な課題を抱え、支援が必要な人を受け止める包括的な支援体制が整い、その人のニーズに応じた適切な支援を継続して受けることができています。

主な取組

1　包括的相談支援事業の実施

- ○ 高齢、介護、こども、困窮など各対象分野の相談窓口において、相談者の課題に応じた連携による一体的かつ包括的な相談支援の実施
- ○ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターとの相談支援の連携強化

2　参加支援事業の実施

- ○ コミュニティデザイン推進員を中心とした社会参加に向けた支援メニューの創設
- ○ 社会参加を必要とする相談者と支援メニューとのマッチングの推進
- ○ 支援メニューに参加するボランティアの発掘

3　地域づくり支援事業の実施

- ○ 対象分野ごとに地域住民のニーズ・生活課題の実態把握
- ○ 地域住民のニーズ・生活課題に対応する社会資源や地域住民主体の活動を支援
- ○ 地域住民が世代などの垣根を越えて気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所の創設や運営の支援
- ○ 行政や地域住民、ＮＰＯ等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

4　アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

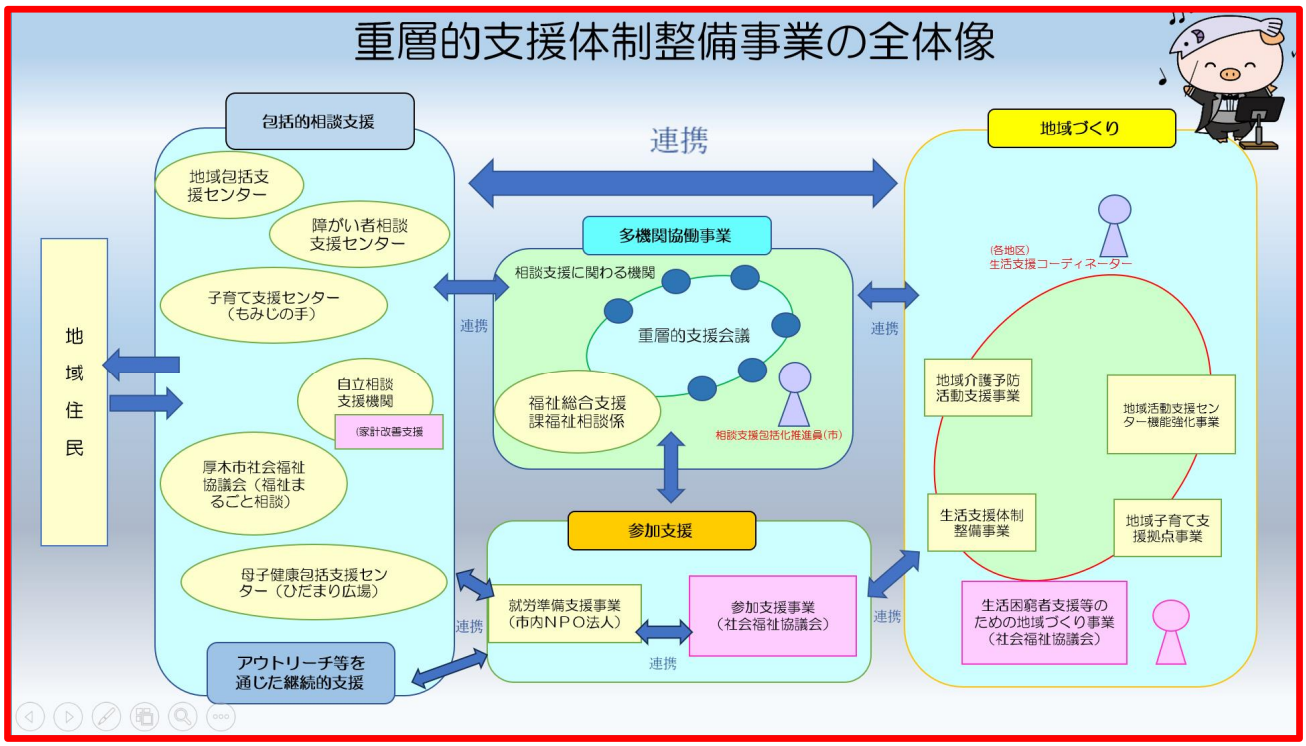
- ○ 様々な理由で来庁できないなど、相談者の状況に応じたアウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

5　多機関協働事業の実施

- ○ 相談支援包括化推進員を中心とした重層的支援体制整備事業の実施
- ○ 多機関協働による複雑化・複合化した支援ニーズへの支援強化
- ○ 重層的支援会議による関係機関の調整・連携強化
- ○ 不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、８０５０問題及び身寄りのない高齢者の問題など複合的な課題に対する相談支援体制の強化
- ○ 顔の見える関係づくりを進める研修会などの実施

重層的支援体制整備事業の実施について

社会福祉法 第106条の４ 第２項	事業名	実施 形態	実施機関及び実施体制
第１号 包括的 相談支援事業	包括的支援事業	委託 基本型	対象分野：高齢、介護 ・地域包括支援センター10箇所
	障害者相談支援事業	委託 基本型	対象分野：障がい ・基幹障がい者相談支援センター１箇所 ・地区障がい者相談支援センター８箇所
	利用者支援事業	直営	対象分野：こども ・基本型４箇所、特定型１箇所、 こども家庭センター型１箇所、 妊婦等包括相談支援事業型１箇所
	自立相談支援事業	直営	対象分野：生活困窮等福祉全般：市１箇所
第２号 参加支援事業	参加支援事業	委託	・厚木市社会福祉協議会1箇所 ・委託先職員１人（精神保健福祉士）
	就労準備支援事業	委託	・社会福祉法人すぎな会1箇所 ・委託先職員１人（精神保健福祉士）
第３号 地域づくり事業	生活困窮者支援等の ための地域づくり事業	委託	・厚木市社会福祉協議会1箇所 ・委託先職員１人（精神保健福祉士）
	生活支援体制整備事業	直営 委託	・第１層協議体：市１箇所、常勤職員１人 ・第２層協議体：地域包括支援センター10箇所 地域包括支援センター職員１人×10箇所
	地域介護予防支援事業	補助	・地域２箇所：地域住民による運営
	障害者地域活動 支援センター等事業	補助	・地域活動支援センター５箇所 アジール：常勤１人、非常勤３人 レザミ工芸：常勤１人、非常勤５人 ハートラインあゆみ：常勤３人、非常勤１人 白根工房：常勤２人、非常勤２人 七沢森の家：常勤２人、非常勤１人
	地域子育て支援拠点 事業	直営 委託	・市１箇所：常勤４人、非常勤16人 ・あゆのこ保育園１箇所：常勤１人、非常勤２人
第４号 アウトリーチ等 を通じた 継続支援事業	自立相談支援事業 及び多機関協働による 相談支援強化事業	直営	・市１箇所 ・自立相談支援：常勤１人、非常勤４人 ・多機関協働：常勤１人、非常勤２人
第５号 多機関協働事業	多機関協働による 相談支援強化事業	直営	・市１箇所 ・常勤１人、非常勤２人（精神保健福祉士）



支援会議・重層的支援会議について

１　支援会議

　重層的支援体制整備事業の円滑な実施を目的に、相談支援包括化推進員を中心に複合的な課題を抱える地域住民について、関係する庁内外の関係機関と、情報の共有、意見の交換、その他課題解決に必要な議論を行うため、社会福祉法第106条の６に基づき、必要に応じて随時、支援会議を開催します。

２　重層的支援会議

　重層的支援体制整備事業に基づく支援が適切に実施されるために、対象者に対する支援プランの検討、協議、決定を実施し、終結時には評価を行います。

　支援会議同様、対象者の相談内容によって必要な庁内外の関係機関を招集して、必要に応じて随時開催します。

関係機関の連携について

　対象者の支援に関する関係機関の連携については、包括的相談支援事業や多機関協働事業において受けた相談に関して、庁内の関係課や外部支援機関との情報共有を中心に行い、随時、事業説明やＰＲを行いながら、厚木市として包括的な支援体制が構築されるよう連携強化に取り組みます。

主な指標

成果目標	現状値	計画目標値					
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
困っている人が安心して相談できる、包括的な支援体制（様々な支援を一体的に行う体制）が十分だと思う市民の割合	―	38.0%	40.0%	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%

活動指標	現状値	計画目標値					
	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組２　参加支援事業の実施							
参加支援事業協力事業者数							
取組３　地域づくり支援事業の実施							
地域づくり事業による居場所数							
取組５　多機関協働事業の実施							
重層的支援会議開催回数	68回	80回	90回	100回	110回	120回	130回
多機関協働による新規相談件数	107件	200件	250件	300件	350件	400件	450件
多機関協働による延べ相談件数	1,724件	2,000件	2,200件	2,400件	2,600件	2,800件	3,000件

現在確認中です